

第3期

富山市障害福祉計画

概要版



計画期間 平成24年度～平成26年度

第3期 富山市障害福祉計画 はこのような計画です。

● 計画の概要

この計画は、障害者自立支援法第88条に定める障害福祉計画です。平成23年度までを計画期間とする第2期計画に続く第3期計画であり、目標年度である平成26年度までの障害福祉サービス等の数値目標等を設定しています。

● 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現をめざす富山市障害者計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成し、推進します。

- ①障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- ②障害の種類や地域におけるサービス格差の解消
- ③新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

● 計画の目的

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図ることを目的として策定しました。

● 計画の期間

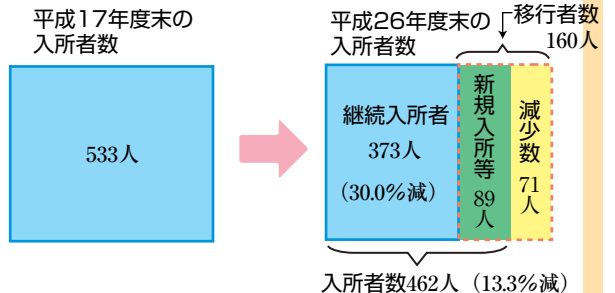
平成24年度～平成26年度の3年間

● 計画の策定方法

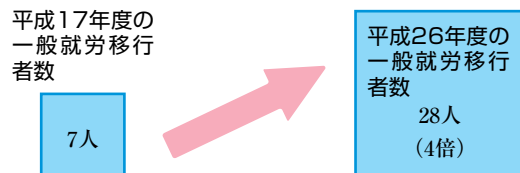
障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用者を対象としたアンケート等により課題やニーズの把握を行い、富山市障害者自立支援協議会において審議し、策定しました。

● 計画の数値目標

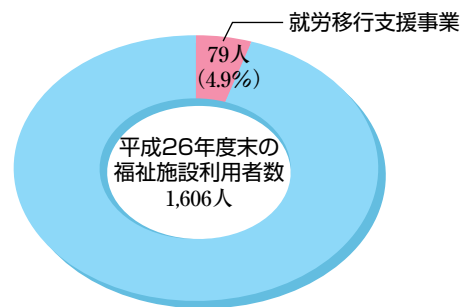
①福祉施設の入所者の地域生活への移行



②福祉施設から一般就労への移行

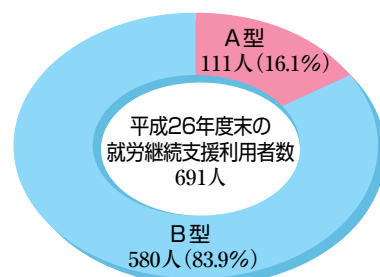


③就労移行支援事業の目標



(注)「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援および就労継続支援（A型・B型）を提供する施設をいいます。

④就労継続支援A型事業の利用者の目標



障害福祉サービスの見込量一覧

1 訪問系サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人／月）	234	259	282
利用量（時間／月）	7,786	8,632	9,270

○介護保険の訪問介護事業所に参入を促すなど、サービス必要量の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

利用者数（人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	742	747	755
自立訓練（機能訓練）	23	24	25
自立訓練（生活訓練）	50	53	56
就労移行支援	57	68	79
就労継続支援（A型）	58	84	111
就労継続支援（B型）	547	564	580
療養介護	80	80	80
短期入所	60	65	70

○利用者のニーズに応じて、日中活動系サービスの確保とサービスの向上に努めます。
○就労移行支援や就労継続支援A型が十分ではなく、事業者の参入・拡大を働きかけます。

3 居住系サービス

利用者数（人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム	169	179	189
ケアホーム	82	89	97
施設入所支援	464	463	462

○要望の多いグループホーム・ケアホームについては、新築・改修に対する国庫補助制度を活用しながら、見込量が確保できるよう努めます。

4 相談支援

利用者数（人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	100	250	400
地域移行支援	19	19	19
地域定着支援	25	25	25

○指定障害福祉サービス事業所および介護保険の居宅介護支援事業所に相談支援事業への取組みを促していきます。

地域生活支援事業の見込量一覧

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	7	7	7
	障害児等療育支援事業	事業所数 (か所)	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	申立て件数 (件)	3	4	4
② コミュニケーション支援事業	①手話通訳者派遣事業	実利用者数 (人)	32	33	34
	②要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	6	8	10
③ 日常生活用具給付等事業		利用者数 (人)	673	673	673
④ 移動支援事業		利用者数 (人)	35	40	45
⑤ 地域活動支援センター		利用者数 (人)	383	385	388
⑥ 訪問入浴サービス事業		利用者数 (人)	5	5	6
⑦ 日中一時支援事業		利用者数 (人)	210	235	260

① 相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。また、関連分野の関係者で構成する障害者自立支援協議会により、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の確保を図るとともに、地域の障害福祉に関するネットワークの構築を図ります。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などコミュニケーション障害のある人に、手話通訳者等を派遣します。

③ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行います。

④ 移動支援事業

外出時の移動に支援が必要な障害のある人に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出支援を行います。

⑤ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。

⑥ 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

⑦ 日中一時支援事業

障害のある人の保護者(介護者)の通院、冠婚葬祭、学校行事への参加等のために、障害のある人が日中活動する場を設けています。

⑧ そのほかの事業

そのほかの地域生活支援事業として、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業、スポーツ・レクリエーション教室開催事業等を実施していきます。

第3期富山市障害福祉計画 概要版

発行／富山市 編集／福祉保健部 障害福祉課

〒930-8510 富山市新桜町7-38 Tel 076-443-2207 Fax 076-443-2143

再生紙を使用しています。